

江東区創業支援事務所等賃料補助金交付要綱の区長が別に定める
基準

平成 3 1 年 4 月 1 日

3 1 江地経第 1 5 7 号

改正 令和 5 年 4 月 1 日

5 江地経第 1 0 4 号

改正 令和 6 年 4 月 1 日

6 江地経第 7 7 3 号

改正 令和 7 年 4 月 1 日

7 江地経第 4 6 4 号

(目的)

第 1 条 区長は、江東区創業支援事務所等賃料補助金交付要綱（平成 2 6 年 4 月 1 日 2 6 江地経第 8 9 2 号。以下「要綱」という。）に基づき、この基準を定める。

(用語)

第 2 条 この基準における用語の意義は、要綱において使用する用語の例による。

(申請期間)

第 3 条 要綱第 8 条の区長が別に定める申請期間は、創業日の属する年の 9 月 1 日から 1 1 月 3 0 日までとする。

(補助件数)

第 4 条 要綱第 9 条の区長が別に定める補助件数は、1 8 件とする。